

■平成30年度執行目標 総務部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H29 実績値	H30 目標値
総務部	総務課	1	地域活動支援交付金の見直し	現在1世帯につき500円で計算している当該交付金について、平成31年度改正にむけて、交付金額及び交付対象事業の見直しの検討を行う。また、見直し内容については、地域長会議において説明を行う。	地域活動交付金の33地域全体への交付合計額は、世帯数が基本となっているが、今後世帯が増え続ける限り、全体の交付額も増え続けることになる。この状況を改善すべく、交付事業内容等の見直しや世帯単位の交付金額を見直すことにより、より地域活動を効果的に支援する制度への見直しを図る。なお、平成30年度には防犯灯のLED化を導入することになっており、球交換の地元負担軽減が見込まれる。				
総務部	総務課	2	集会所整備等事業補助金の見直し	集会所整備等事業補助金について、平成31年度改正に向けて、補助金対象事業の見直し、補助金対象事業費の下限額の設定等を検討する。	地域の集会所は地元地域で管理していただく意識の高揚を図りつつ、比較的高額な集会所の修繕費等については、引き続き当該交付金の対象としていくための制度改正を実施する。				
総務部	総務課	3	本庁舎来客用駐車場の機械化の検討	本庁舎来客用駐車場運営の効率化に向け、無断駐車抑制を図るとともに、適正な料金収入を得るため、出退場の機械化の検討を行う。	現在、来庁者以外の駐車も見受けられることから、職員による見廻りを行っている状況である。機械化にすることにより、無断駐車が抑制されるとともに、職員の事務の効率化も図ることができる。なお、課題としては、費用対効果の面で、委託業者との調整が必要である。				
総務部	危機管理課	1	防災情報メール等の登録の推進	災害発生時において、必要な情報を瞬時に周知するため、防災情報メール及びFAXの登録推進を図る。	現在、様々な情報伝達手段を用いて、市民に対し防災情報を周知しているが、特に有効な携帯端末や自宅FAXへの情報伝達力強化に向け、登録者数の増加を図る。	防災情報メール登録者数(人)		2300	3300
総務部	危機管理課	2	防犯カメラの設置拡充	「犯罪の起きにくいまちづくり」の推進に向けて、犯罪予防を目的として、防犯上効果的な場所に防犯カメラを設置する。	昨年度は、防犯カメラが必要とされる箇所に防犯カメラを5台設置した。今年度については、木津警察署と協議の上、防犯上効果的な場所に、防犯カメラを3台設置する。(木津、加茂、山城各1箇所)	防犯カメラ(台数)		47	50
総務部	危機管理課	3	災害支援協定の締結の推進	いつ起こるか予測できない大規模災害に備えて、民間事業者や各種団体と災害時における支援協力についての協定を締結することにより、災害対策ネットワークの構築を図る。併せて、災害支援協定締結団体と連携した防災訓練の実施に向けて、協議を進めていく。	昨年度については、2団体との災害支援協定締結に至った。引き続き災害発生時における各種応急復旧活動に関わる人的・物的支援に伴う各種協定の締結を進め、災害時の対策ネットワークの構築並びに減災に繋げる。	災害支援協定締結団体(団体数)		64	65
総務部	危機管理課	4	自主防災組織との連携強化及び設立支援	災害発生時における初動体制の確立を図るため、自主防災組織の内容や必要性を啓発し、市内での自主防災組織の組織率向上に努める。また、市防災訓練や自主防災組織連絡会を通じて、自主防災組織との連携を図り、減災に向けての取組みを進める。	平成29年度については、新規防災組織設立までは至らなかったが、平成30年度早々に新規防災組織が設立された。	自主防災組織(組織数)		28	30
総務部	財政課	1	第2次木津川市総合計画に基づく財政計画の作成	第2次木津川市総合計画の策定にあわせ、計画期間中の財政計画を作成する。総合計画との整合を図るとともに、第3次行財政改革大綱・行動計画や公共施設等総合管理計画・個別施設計画の内容の反映に努める。	第2次木津川市総合計画に基づくまちづくりを進めるには、その裏付けとなる財源が必要であり、特定財源と一般財源、自主財源と依存財源、それぞれの見込みを見通した上で、健全な財政運営と市民サービスの維持・向上の両立のために、中期的な財政計画を作成する。				
総務部	財政課	2	公共施設等総合管理計画に基づく類型別個別施設計画の策定	平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の目標達成に向け、施設類型別に各々の施設について、計画期間の当初10年間における施設のあり方について検討し、長寿命化・集約化・複合化・転用・廃止などの方針を定める。	木津川市公共施設等総合管理計画における施設類型は、大分類単位で14、中分類単位で23に分類されるが、必要に応じてさらに細分化を行う。また、計画期間当初10年間に、大規模改修や更新の時期を迎える施設を含む施設類型の個別施設計画の作成を優先する。施設所管課との連携・調整が重要である。				
総務部	行財政改革推進室	1	第3次木津川市行財政改革行動計画の作成	平成30年度を計画初年度とする第3次木津川市行財政改革大綱を推進するために、第3次木津川市行財政改革行動計画を作成する。	第2次木津川市行財政改革大綱の計画期間が平成29年度で終了することを受け、平成30年度以降においても、これまでの行財政改革の考え方や基本理念を継承しつつ、内容をより充実させた改革を行うために、平成30年2月、第3次木津川市行財政改革大綱を策定した。行動計画において行革を進めるための具体的項目については、①新たな項目の積極的な設定 ②方向性が決定した公共施設に係る項目の設定 ③毎年度の進捗管理を基本原則として設定し、適宜、行革本部会議における審議、行革委員会への報告を経て策定を進める。	第3次行財政改革行動計画の策定(%)		-	100
総務部	税務課	1	税外債権の適正化に向けた取り組み	各債権の数値目標を設定しさらなる収納率の向上を図ることはもちろんのこと、強制徴収公債権については滞納処分(給与照会や預金照会等の財産調査の実施。差押え等)を実施する。また、債権管理条例に基づき適正な債権管理を行う。	滞納処分を実施する。債権管理事務の増加により、現職員の体制では負担が大きいため、債権管理事務の効率化を目指す。昨年度に引き続き、私債権の不納欠損処理(債権放棄)を行う。	税外債権全体収納率	平成30年度債権回収基本計画	平成28年度を上回る見込み	対前年度決算収納率を上回ること

■平成30年度執行目標 総務部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	H29 実績値	H30 目標値
総務部	税務課	2	課税の共同化と事務執行の改善、効率化	平成32年度から償却資産課税について共同化されることから、税機構との連携により、未申告者に対する申告勧奨を行い、税収増を図る。	地方税機構における償却資産課税の共同化が、平成32年度から開始される予定であり、課税データの移管をスムーズに行うため、完璧な課税データ管理・整理を行なう必要がある。 平成29年度末に策定した評価基準をもとに適正な評価を行う。	係内・庁外研修(回)		7	10